

# あんばい ええまち かわにし創生総合戦略推進会議規則

平成27年6月30日

規則第36号の2

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、あんばい ええまち かわにし創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、あんばい ええまち かわにし創生総合戦略の策定及びその推進について調査審議する。

(委員)

第3条 推進会議は、委員30人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済団体関係者
- (3) 教育機関関係者
- (4) 市民公益活動団体
- (5) 金融機関関係者
- (6) 報道・メディア関係者
- (7) 労働団体関係者
- (8) 関係行政機関
- (9) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職

を代理する。

( 会議 )

第 5 条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 意見の聴取等 )

第 6 条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

( 庶務 )

第 7 条 推進会議の庶務は、総合政策部行政経営室において処理する。

( 補則 )

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、推進会議が定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる推進会議の招集は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。